

納税準備預金

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	納税準備預金	
2. 販売対象	・法人および個人の方	
3. 期 間	・期間の定めはありません。	
4. 預 入	預入方法	・随時預入
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付に当てる場合に限り払戻しできます。	
6. 利 息	適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。
	利払方法	・年2回(3月、9月)の当組合所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・利息には所得税はかかりません。 ただし、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%の源泉分離課税(国税15% 地方税5%)がかかり、法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。法人は総合課税となります。 ・預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときには所得税はかかりません。	
8. 手数料	—	
9. 付加できる特約事項	—	
10. 中途解約時の取扱い	—	
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。	
12. その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。	
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受 付 日 : 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間 : 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel.03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停 : 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。	

裏面に続きます

	②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同 して解決に当ります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	--

(以上)